

協議第1号

福祉事業の取扱いについて

福祉事業の取扱いについて提案する。

平成15年11月26日提出

函館市・戸井町・恵山町・楸法華村・南茅部町合併協議会
会長 函館市長 井上博司

協議項目第21号

福祉事業の取扱い

- 1 重度心身障害者，母子家庭等および乳幼児に対する医療費助成制度については，函館市の制度に統一し，老人に対する医療費助成制度については，現行のとおりとする。
- 2 5市町村が実施している各種福祉事業については，それぞれの地域特性や経緯を踏まえながら，統合・再編などを行い，福祉事業の充実に努めるものとする。

1 単独医療費助成制度

【調整の具体的な内容】

重度心身障害者，母子家庭等および乳幼児に対する医療費助成制度については，函館市の制度に統一し，老人に対する医療費助成制度については，現行のとおりとする。

区 分		函館市	戸井町	恵山町	楳法華村	南茅部町
重度心身障害者	対象（身障）	3級（内部障害以外）	3級（内部障害以外）	-	-	-
	対象（知的）	I Q 36～50	I Q 36～50	-	-	-
	初診時一部負担金	-	助成有	-	-	-
	所得制限	道制度適用	道制度適用	道制度適用	所得制限なし	道制度適用
老人	対 象	68・69歳	-	-	-	-
	所得制限	市独自制度適用	道制度適用	道制度適用	道制度適用	道制度適用
母子家庭等	対 象	監護されている18～20歳未満の者，18～20歳未満の子を監護する母	-	-	-	-
	初診時一部負担金	-	助成有	-	-	-
	所得制限	道制度適用	道制度適用	道制度適用	所得制限なし	道制度適用
乳幼児	対象（入 院）	-	6歳以上就学前	-	-	-
	対象（入院外）	3歳以上6歳未満	3歳以上就学前	-	3歳以上6歳未満	-
	初診時一部負担金	-	助成有	助成有	助成有	助成有
	所得制限	道制度適用	道制度適用	道制度適用	所得制限なし	道制度適用

2 各種福祉制度

【調整の具体的な内容】

5市町村が実施している各種福祉事業については、それぞれの地域特性や経緯を踏まえながら、統合・再編などを行い、福祉事業の充実に努めるものとし、関係団体等との調整を図る。

(1) 主な老人福祉制度

5市町村同制度のもの

- ・老人保護措置費

制度内容が異なるものなどで、函館市の制度に統一するもの

- ・敬老祝金・長寿記念品 ・配食サービス ・外出支援サービス ・除排雪サービス ・生活援助員等派遣
- ・生きがい活動支援通所 ・訪問安否確認サービス ・生活管理指導短期宿泊
- ・在宅ねたきり高齢者等家族介護用品給付 ・寝具洗濯乾燥消毒サービス ・ショートステイ
- ・高齢者日常生活用具給付等 ・家族介護慰労 ・ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム設置
- ・在宅介護支援センター ・介護予防事業 ・家族介護者交流 ・生活支援ハウス ・老人福祉センター

函館市独自の制度で、函館市の制度を適用するもの

- ・ねたきり高齢者自助具給付 ・いきいき住まいリフォーム助成

制度内容が異なるものなどで、当分の間、現行の区域で継続するもの

- ・シルバーハウジング生活援助員派遣（函館市）
- ・高齢者入浴等優待事業（戸井町，恵山町，椴法華村，南茅部町） ・高齢者デイセントー事業（函館市）
- ・福祉バスの運行（戸井町，恵山町，椴法華村，南茅部町） ・敬老会（恵山町，椴法華村）

町村独自の制度で、見直しにより廃止するもの

- ・高齢者食生活改善事業（戸井町） ・ひとり暮らしお年寄りふれあい弁当事業（恵山町）
- ・訪問理美容サービス（恵山町） ・高齢者生きがい・健康づくり推進事業（戸井町，南茅部町）

(2) 主な障害福祉制度

5市町村同制度のもの

- ・身体障害者更生医療給付 ・身体障害児者補装具給付 ・身体障害者更生訓練費支給
- ・身体障害児者日常生活用具給付等 ・知的障害者援護施設入所者医療給付

制度内容が異なるものなどで、函館市の制度に統一するもの

- ・進行性筋萎縮症者療養等給付 ・障害者地域活動緊急介護人派遣 ・身体障害者等緊急通報装置設置
- ・身体障害者自動車運転免許取得助成 ・重度身体障害者自動車改造助成
- ・ふれあい交流事業 ・障害者社会参加促進事業 ・障害者生活支援センター

函館市独自の制度で、函館市の制度を適用するもの

- ・重度身体障害者自助具給付 ・障害児・者見舞金 ・車椅子貸与 ・重度身体障害者等タクシー料金助成
- ・障害者訪問入浴サービス ・重度身体障害者盲導犬取得助成 ・心身障害者地域共同作業所運営費補助金
- ・小規模通所授産施設運営費補助金 ・心身障害者扶養共済制度加入者助成 ・障害者青函交流
- ・障害者ふれあい交流 ・ノーマライゼーション推進事業

町村独自の制度で、見直しにより廃止するもの

- ・腎臓機能障害者通院交通費助成（戸井町，恵山町，楸法華村，南茅部町）
- ・障害者通所交通費支給（戸井町） ・就職支度費支給（戸井町）

（ 3 ）主な児童・母子寡婦福祉制度

5市町村同制度のもの

- ・児童扶養手当 ・児童手当

制度内容が異なるものなどで、函館市の制度に統一するもの

- ・遺児手当

函館市独自の制度で、函館市の制度を適用するもの

- ・ひとり親家庭支援事業 ・トワイライトステイ事業 ・子育て支援短期利用事業
- ・子育てサポートブックの発行 ・子育てサークル等支援設備整備
- ・母子福祉センター ・母子生活支援施設 ・助産施設

制度内容が異なるものなどで、当分の間、現行の区域で継続するもの

- ・地域子育て支援センター（函館市，恵山町，南茅部町） ・ちびっこあそびの広場開催（函館市，戸井町）
- ・のびのび子育て講演会（函館市） ・子育てサポート教室（函館市）

町村独自の制度で、見直しにより廃止するもの

- ・新生児記念品贈呈（戸井町）

（ 4 ）その他福祉制度

5市町村同制度のもの

- ・災害弔慰金等 ・民生委員・児童委員 ・生活保護

制度内容が異なるものなどで、函館市の制度に統一するもの

- ・民生委員協議会負担金 ・民生委員活動費 ・災害見舞金等 ・戦没者追悼式

函館市独自の制度で、函館市の制度を適用するもの

- ・福祉副読本発行 ・送還旅費 ・福祉サービス苦情処理制度 ・福祉のまちづくり施設整備費補助金

制度内容が異なるものなどで、当分の間、現行の区域で継続するもの

- ・生活保護見舞金（夏季・冬季）（函館市） ・交通料金助成（函館市）

町村独自の制度で、見直しにより廃止するもの

- ・無縁仏追悼式（戸井町）

主な福祉事業調整内容一覧

老人福祉制度1

老人福祉制度

5市町村同制度のもの

	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
老人保護措置費	養護老人ホームへの措置				

制度内容が異なるものなどで、函館市の制度に統一するもの

	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
敬老祝金・長寿記念品	高齢者の長寿を祝い、祝金や記念品を贈呈				
制度の有無	有	有	有	有	有
支給内容	77歳 7,000円 80歳 10,000円 88歳 15,000円 90歳 20,000円 99歳 30,000円 100歳 50,000円 記念品 101歳以上 50,000円	88歳 50,000円 100歳 200,000円 記念品	77歳 10,000円 記念品 88歳 20,000円 記念品 99歳 30,000円 記念品 100歳 100,000円	77歳 10,000円 88歳 20,000円 99歳 30,000円 100歳 500,000円	70歳以上 記念品 88歳 記念品 89歳以上 10,000円 99歳以上 記念品 100歳 500,000円
配食サービス	高齢者・障害者で調理が困難な者に対する配食サービス				
制度の有無	有	有	無	有	無
利用料	400円 生保世帯300円	460円 生保世帯同額		400円 生保世帯同額	
外出支援サービス	高齢者・障害者で車いす利用者等に対する外出支援サービス				
制度の有無	有	有	有	有	有
利用料	無料	無料	無料	無料	無料
利用対象事由	在宅福祉サービスや介護予防・生きがい活動支援事業を提供する場所、医療機関等	医療機関、施設入退所	デイサービスセンター	介護予防・生活支援事業を提供する場所、医療機関等	生きがい活動支援事業を提供する場所
除排雪サービス	高齢者・障害者で除排雪が困難な者に対する除排雪サービス				
制度の有無	有	有	無	無	有
利用料	無料	無料			無料
生活援助員等派遣	介護保険要介護認定で非該当の高齢者等に対する家事援助等				
制度の有無	有	有	有	有	有
利用料	生活援助員80円/h 生活管理指導員200円/h 生保世帯無料	生活管理指導員 100円/回 生保世帯無料	生活援助員 100円/h 生保世帯無料	生活管理指導員 200円/回 生保世帯無料	生活管理指導員 300円/回 所得税非課税者100円/回
生きがい活動支援通所	介護保険要介護認定で非該当の高齢者等に対する日常生活訓練や生きがい活動支援				
制度の有無	有	有	有	有	有
利用料	500円 生保世帯400円	850円 生保世帯400円	850円 生保世帯400円	700円 生保世帯400円	900円 生保世帯同額

主な福祉事業調整内容一覧

老人福祉制度2

老人福祉制度

	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
訪問安否確認サービス	訪問または電話による、ひとり暮らしの高齢者等の安否確認と相談活動				
制度の有無	有	有	無	無	有
利用料	無料	無料			無料
生活管理指導短期宿泊	介護保険要介護認定で非該当の高齢者等の体調調整のための短期入所				
制度の有無	有	有	有	有	有
利用料	773円(食材料費別途) 生保世帯無料	1,730円 生保世帯無料	3,000円 生保世帯同額	2,000円 生保世帯1,200円	1,730円 生保世帯同額
在宅ねたきり高齢者等家族介護用品給付	在宅寝たきり高齢者等に対する介護保険給付対象外の紙おむつ購入費の一部助成 要介護(4,5)で住民税非課税世帯を対象				
制度の有無	有	有	有	有	有
給付限度額	6,250円/月	75,000円/年	6,250円/月	100,000円/年	75,000円/年
寝具洗濯乾燥消毒サービス	高齢者・障害者で寝具の衛生管理が困難な者に対する寝具洗濯・乾燥・消毒サービス				
制度の有無	有	有	有	無	無
利用料	無料	200円 生保世帯無料	300円 生保世帯無料		
ショートステイ	介護保険の短期入所生活介護または療養介護の法定給付期間を超えて介護が必要な者に対する短期入所事業				
制度の有無	有	無	無	有	無
利用料	介護保険の短期入所生活介護報酬の1割			2,000円 生保世帯1,200円	
高齢者日常生活用具給付等	介護保険制度の対象にならない福祉用具の給付・貸与				
制度の有無	有	有	無	無	有
利用料	所得税額により段階的に設定	所得税額により段階的に設定			所得税額により段階的に設定
家族介護慰労	在宅寝たきり高齢者等を抱える家族に対する慰労金の支給(住民税非課税で、要介護<4,5> 過去1年間介護保険サービスを利用していない者 過去1年間に3か月以上の長期入院をしていない者)				
制度の有無	有	有	有	無	有
支給額	10万円/年	10万円/年	10万円/年		10万円/年
ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム設置	火災・急病等の緊急時に消防本部等へ通報する装置の設置				
制度の有無	有	有	有	無	有
個人負担	無料	無料	無料		無料
在宅介護支援センター	介護保険制度の対象外の者に対する介護予防・生活支援サービスの調整・実施等				
利用料	無料	無料	無料	無料	無料
介護予防事業	転倒予防や痴呆予防など各種介護予防教室の開催				
制度の有無	有	有	有	無	有
内容	転倒骨折予防教室 痴呆予防介護教室	転倒骨折予防教室 痴呆予防介護教室	転倒骨折予防教室		転倒骨折予防教室
家族介護者交流	要介護高齢者の介護者の元気回復のための交流会等の実施				
制度の有無	有	有	無	無	無
参加料	無料	無料			

主な福祉事業調整内容一覧

老人福祉制度3

老人福祉制度

	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
生活支援ハウス	独立して生活することに不安のある高齢者に対し、介護支援機能・居住機能・交流機能を総合的に提供				
施設数	2施設	施設なし	施設なし	1施設	施設なし
利用者負担金	国基準に準拠			国基準に準拠	
老人福祉センター	函館市 4施設	恵山町 1施設			
利用料	無料		65歳以上 200円 60～64歳 300円		
その他			(現行制度を継続) 中学生～59歳 300円 小学生 100円 小学生以下 無料		

函館市独自の制度で、函館市の制度を適用するもの

	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
ねたきり高齢者自助具給付	在宅寝たきり高齢者に対する日常生活動作を補う自助具の給付				
制度の有無	有	無	無	無	無
利用料	市民税所得割額により段階的に設定				
いきいき住まいリフォーム助成	身体機能の低下した高齢者・障害者(1・2級)で所得税非課税世帯に対し、住宅改造費の一部助成				
制度の有無	有	無	無	無	無
助成額	住宅改造費の2/3 (50万円限度)				

制度内容が異なるものなどで、当分の間、現行の区域で継続するもの

	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
シルバーハウジング生活援助員派遣	市営住宅花園団地にシルバーハウジング生活援助員を配置し、居住者の生活指導・相談・安否確認・緊急時の対応等を実施				
制度の有無	有	無	無	無	無
高齢者入浴等優待事業	高齢者に対する温泉入浴券等の発行				
制度の有無	無	有	有	有	有
対象者・内容	(老人福祉センター 利用料 無料)	65歳以上 入浴料 50円 ふれあい湯遊館	65歳以上 年間12回分の利用券 老人福祉センター	65歳以上 年間10回分の温泉入浴券 ホテル「恵風」	65歳以上 年間12回分の温泉入浴券 町内の温泉、公衆浴場
高齢者デイセンター事業	高齢者の生きがいと健康づくりのため、銭湯を利用して入浴、会食、レクリエーションの実施				
制度の有無	有	無	無	無	無
利用料	500円				

主な福祉事業調整内容一覧

老人福祉制度4

老人福祉制度

	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
福祉バスの運行	高齢者等の移動を支援するため、各町村内で福祉バスの運行				
制度の有無	無	有	有	有	有
運行内容		行事の送迎	行事の送迎	行事の送迎・入浴送迎	行事の送迎
敬老会	高齢者に弁当・飲み物を支給しアトラクションなどを実施（年1回）				
制度の有無	無	無	有	有	無

町村独自の制度で、見直しにより廃止するもの

	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
高齢者食生活改善事業	ひとり暮らし高齢者の食生活改善のため、献立指導や食事の提供				
制度の有無	無	有	無	無	無
ひとり暮らしお年寄りふれあい弁当事業	町内に居住する70歳以上のひとり暮らし高齢者に配食サービスを年2回実施				
制度の有無	無	無	有	無	無
利用料			無料		
訪問理美容サービス	町内に居住する65歳以上の高齢者で要介護3以上と認定された者等の理美容の費用を助成				
制度の有無	無	無	有	無	無
利用料			料金の9割助成 (3,000円を上限)		
高齢者生きがい・健康づくり推進事業	介護保険の要介護者または非該当者等に対する健康づくり・生きがいづくり教室の実施				
制度の有無	無	有	無	無	有

在宅福祉ふれあい事業

目的	函館市在宅福祉ふれあい基金の運用益により、住民参加による在宅福祉事業に助成し、地域福祉社会の実現を目指す。
基金の額	1,257,983千円（平成14年3月現在）
実施主体	函館市社会福祉協議会
事業内容	ア 在宅福祉ふれあいサービスに関する事業 ・町会単位で設置する「在宅福祉委員会」が行う家事援助サービス・会食・茶話会の開催や訪問理髪サービス等
	イ ボランティア団体が行う地域福祉活動の支援に関する事業 ・ボランティア活動を実践している団体に対する援助
	ウ 高齢者、障害者等を対象とする健康、生きがいづくりの推進に関する事業 ・老人菜園活動、世代間交流活動等
	エ 在宅福祉事業の促進に関する事業 ・協力員等の育成・指導、事業の推進のための広報、企画等

主な福祉事業の調整内容一覧

障害福祉制度1

障害福祉制度

5市町村同制度のもの

	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
身体障害者更生医療給付	身体障害者の障害の軽減のための治療に際して、保険診療に係る自己負担分を給付				
身体障害児者補装具給付	身体障害児者に対する補装具の給付または修理				
身体障害者更生訓練費支給	更生援護施設に入・通所している身体障害者の訓練費を施設に支給				
身体障害児者日常生活用具給付等	身体障害児者への日常生活用具の給付・貸与				
知的障害者援護施設入所者医療給付	知的障害者援護施設の入所者に対する医療の給付				

制度内容が異なるものなどで、函館市の制度に統一するもの

	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
進行性筋萎縮症者療養等給付	進行性筋萎縮症患者に療養費と訓練費等給付				
制度の有無	有	無	無	無	有
障害者地域活動緊急介護人派遣	在宅の障害児者を日常的に介護している人が緊急な出来事等で介護できない場合、保護や送迎を行う生活支援員の派遣				
制度の有無	有	有	無	無	無
対象者	在宅の心身障害児・者	在宅の心身障害児・者			
利用料	500円 / 1時間	500円 / 1時間			
身体障害者等緊急通報装置設置	ひとり暮らしの重度身体障害者を対象に緊急通報装置を貸与				
制度の有無	有	有	有	無	無
対象者	身体障害者1～3級	身体障害者1～3級	身体障害者1～3級		
身体障害者自動車運転免許取得助成	自動車運転免許取得費用の一部助成				
制度の有無	有	有	無	無	無
対象者	身体障害者4級以上	身体障害者4級以上			
助成額	100,000円以内	100,000円以内			
重度身体障害者自動車改造助成	重度の障害者が自家用車を改造する費用の一部助成				
制度の有無	有	有	無	有	無
対象者	肢体障害者2級以上	肢体障害者2級以上		肢体障害者2級以上	
助成額	100,000円以内	100,000円以内		100,000円以内	
知的障害者ふれあい交流事業	知的障害者と健常者、福祉関係者とのレクリエーション、スポーツでの交流事業				
制度の有無	有	無	無	無	有
障害者社会参加促進事業	点訳奉仕員等養成事業等、障害者の社会参加のための諸事業の実施				
制度の有無	有	有	無	無	無
実施事業	<ul style="list-style-type: none"> 点訳奉仕員等養成 手話通訳派遣 要約筆記奉仕員派遣 福祉ガイドブック作成 障害者のしおり発行等 	<ul style="list-style-type: none"> 点訳奉仕員等養成 手話通訳派遣 要約筆記奉仕員派遣 			

主な福祉事業の調整内容一覧

障害福祉制度2

障害福祉制度

	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
障害者生活支援センター	在宅障害者に対する福祉サービスの利用援助等相談業務				
制度の有無	有	有	無	無	無

函館市独自の制度で、函館市の制度を適用するもの

	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
重度身体障害者 自助具給付	在宅の重度身体障害者に対し、生活動作を補う用具を給付する。				
制度の有無	有	無	無	無	無
障害児・者見舞金	身障児者1・2級, 知的障害児者重度 8,000円(年額), 身体3級, 知的中度 5,000円(年額)を支給				
制度の有無	有	無	無	無	無
車椅子貸与	障害者を介護する世帯に車椅子を無料貸与				
制度の有無	有	無	無	無	無
その他			社会福祉協議会で実施	社会福祉協議会で実施	社会福祉協議会で実施
重度身体障害者等 タクシー料金助成	重度の身体障害者(視覚1・2級, 下肢・体幹1~3級, 内部1級)および知的障害者(療育手帳A判定)に対するタクシー乗車券の交付				
制度の有無	有	無	無	無	無
事業内容	基本料金相当額(36回分)				
身体障害者訪問入浴 サービス	身体障害者(1, 2級)に対する訪問入浴の実施				
制度の有無	有	無	無	無	無
利用料	1,000円				
重度身体障害者盲導犬 取得助成	視覚障害者(1級)が盲導犬を取得した場合, 費用の一部を助成				
制度の有無	有	無	無	無	無
助成額	578,000円以内				
心身障害者地域共同作業 所運営費補助金	地域共同作業所運営費の補助				
制度の有無	有	無	無	無	無
小規模通所授産施設運 営費補助金	小規模通所授産施設運営費の補助				
制度の有無	有	無	無	無	無
心身障害者扶養共済制 度加入者助成	心身障害者扶養共済加入者を対象に, 納付した掛金の5割を助成				
制度の有無	有	無	無	無	無
対象者	身体障害者1~3級, 知的障害者等で 65歳未満の者				
障害者青函交流	障害者団体の会員が相互訪問して研修・交流を実施				
制度の有無	有	無	無	無	無
障害者ふれあい交流	障害者と健常者のレクリエーション・スポーツ等の交流事業				
制度の有無	有	無	無	無	無

主な福祉事業の調整内容一覧

障害福祉制度3

障害福祉制度

	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
ノーマライゼーション推進事業	学校でのノーマリー教室，ふれあいハイキング，障害者の日記念事業等の実施				
制度の有無	有	無	無	無	無

町村独自の制度で，見直しにより廃止するもの

	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
腎臓機能障害者通院交通費助成	透析患者が透析のために他市町村に通院する場合に交通費を一部助成 (対象者 恵山町 5人，椴法華村 2人，南茅部町 5人)				
制度の有無	無	有	有	有	有
障害者通所交通費支給	身体・知的・精神障害者を対象に通院・通所に伴う交通料金の半額を助成(対象者 3人)				
制度の有無	無	有	無	無	無
就職支度費支給	更生訓練を終了し，就職することとなった者に対し申請により，現金(10,000円)を支給(対象者 0)				
制度の有無	無	有	無	無	無

主な福祉事業の調整内容一覧

児童・母子寡婦福祉制度1

児童・母子寡婦福祉制度

5市町村同制度のもの					
	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
児童扶養手当	父または母がいなない18歳に到達した3月末までの間にある児童の養育者に対し支給				
児童手当	義務教育就学前までの児童の養育者に対し支給				

制度内容が異なるものなどで、函館市の制度に統一するもの

	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
遺児手当	18歳に達する日以後の最初の3月末までの間にある、父母またはいずれかを失った児童の養育者に支給				
制度の有無	有	無	有	無	無
支給額(月額)	<ul style="list-style-type: none"> ・父母ともに失った場合 15歳に達した3/31まで 3,000円 18歳に達した3/31まで 5,000円 ・不慮の事故等で父母のいずれかを失った場合 15歳に達した3/31まで 1,500円 18歳に達した3/31まで 2,500円 		<ul style="list-style-type: none"> ・父母ともに失った場合 15歳に達した3/31まで 1,500円 ・父母のいずれかを失った場合 15歳に達した3/31まで 1,000円 		

函館市独自の制度で、函館市の制度を適用するもの

	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
ひとり親家庭支援事業	ひとり親家庭を対象にした映画鑑賞会・レクリエーションの実施、しおりの発行				
制度の有無	有	無	無	無	無
トワイライトステイ事業	保護者が恒常的に帰宅が夜間にわたる場合の児童に対する生活指導・食事の提供				
制度の有無	有	無	無	無	無
負担額	800円/回 生保・非課税世帯無料				
子育て支援短期利用事業	保護者が疾病・事故等で一時的に養育困難となった場合に短期間施設で預かる事業(7日以内)				
制度の有無	有	無	無	無	無
負担額	2歳未満 2,750円 2歳以上 1,425円 生保・非課税世帯無料				
子育てサポートブックの発行	各種情報誌を第1子出産世帯や就学前児童がいる転入世帯に配付				
制度の有無	有	無	無	無	無
子育てサークル等支援設備整備	児童館の午前中の空き時間を活用し、子育てサークルや子育て中の母親に対する育児情報の提供や遊具等の設備の整備				
制度の有無	有	無	無	無	無
母子福祉センター	相談事業・技能修得等の教室の開催				
制度の有無	有	無	無	無	無

主な福祉事業の調整内容一覧

児童・母子寡婦福祉制度2

児童・母子寡婦福祉制度

	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
母子生活支援施設	市内2施設に母子世帯を入所させ、生活・就職・教育等の問題解決に当たり、自立を支援				
制度の有無	有	無	無	無	無
助産施設	妊産婦に保健上の必要があるにもかかわらず、経済的理由から入院助産を受けることができない場合に助産を実施				
制度の有無	有	無	無	無	無

制度内容が異なるものなどで、当分の間、現行の区域で継続するもの

	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
地域子育て支援センター	子育て家庭の保護者に対し、育児相談・情報提供・子育てサークル等の育成支援				
制度の有無	有	無	有	無	有
その他	中央・花園・亀田港・さゆり園子育てサロン		・ひよこちゃん教室(情報提供等) 各地域ごとに4回/月 ・こどもクラブ(親子交流)		尾札部保育園(拠点施設) 町内8地区1回/月
ちびっこあそびの広場開催	就学前の児童と保護者のための遊び・相談・絵本読み聞かせ等の子育て支援事業				
制度の有無	有	有	無	無	無
のびのび子育て講演会	子育て中の親等を対象に有識者を対象に子育てに関する講演会を開催				
制度の有無	有	無	無	無	無
子育てサポート教室	児童館等で保健師や子育てサロン指導員による育児相談・親子あそび・グループワークの実施				
制度の有無	有	無	無	無	無

町村独自の制度で、見直しにより廃止するもの

	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
新生児記念品贈呈	新生児への記念品の贈呈				
制度の有無	無	有	無	無	無

主な福祉事業調整内容一覧

その他福祉制度1

その他福祉制度

5市町村同制度のもの					
	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
災害弔慰金等	自然災害により死亡等の被害を受けた住民の遺族等に弔慰金等の支給や復旧資金の貸付				
民生委員・児童委員	地域住民の安否確認，相談，連絡調整等				
委員定数	647人	14人	17人	7人	25人
生活保護	生活保護法に基づき，住民の困窮の程度に応じた必要な保護の実施				
受給世帯数	6,665世帯	38世帯	39世帯	30世帯	92世帯

制度内容が異なるものなどで，函館市の制度に統一するもの					
	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
民生委員協議会負担金	各民生委員協議会に対し，北海道から206,680円(年額)が支給，南茅部町以外は独自に加算して支給				
制度の有無	有	有	有	有	有
加算額	36,000円	313,320円	150,000円	293,320円	無
民生委員活動費	各委員に対し，北海道から60,300円(年額)が支給，函館市と南茅部町は独自に加算して支給				
制度の有無	有	有	有	有	有
加算額	16,000円	無	無	無	30,150円
災害見舞金等	災害により住宅や人的被害を受けた場合に支給				
制度の有無	有	無	無	無	有
支給額	20万円(全壊)	無	無	無	2万～10万円(全壊) 弔慰見舞金10万円
戦没者追悼式	先の大戦における戦没者の追悼式典				
制度の有無	有	有	有	有(遺族会で実施)	有

函館市独自の制度で，函館市の制度を適用するもの					
	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
福祉副読本発行	ノーマライゼーションの理念の普及のため，小学5年生を対象に発行				
制度の有無	有	無	無	無	無
送還旅費	市内居住者で送還保護を要する者が市外に転出する場合，申請により旅費を支給				
制度の有無	有	無	無	無	無
福祉サービス苦情処理制度	公正な第三者機関(福祉サービス苦情処理委員)による福祉サービスに対する苦情の相談・解決				
制度の有無	有	無	無	無	無

主な福祉事業調整内容一覧

その他福祉制度2

その他福祉制度

	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
福祉のまちづくり施設整備費補助金	既存の建築物を、函館市福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に適合させるための改修費の一部を助成				
制度の有無	有	無	無	無	無
助成額	改修費の1/2補助 25万～50万円(限度額) (通路, 出入口, 廊下, トイレ) エレベータ新設 500万円(限度額) エレベータ改修 150万円(限度額)				

制度内容が異なるものなどで、当分の間、現行の区域で継続するもの

	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
生活保護見舞金(夏季・冬季)	生活保護世帯に対し、夏季と冬季に見舞金を支給				
制度の有無	有	無	無	無	無
支給額	1人世帯 10,500円 2～3人世帯 11,100円 4人以上世帯 11,900円				
交通料金助成	高齢者や障害者、児童扶養手当受給世帯、生保世帯等が市営交通機関等を利用する場合に助成				
制度の有無	有	無	無	無	無
助成内容	・半額助成 高齢者(70歳以上) 児童扶養手当受給者 生活保護受給者 精神障害者(3級) ・全額助成 身体障害児者 知的障害児者 精神障害者(1・2級)				

町村独自の制度で、見直しにより廃止するもの

	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
無縁仏追悼式	戸井町内で死亡した行旅死亡人等の追悼供養				
制度の有無	無	有	無	無	無

協議第 2 号

保育事業の取扱いについて

保育事業の取扱いについて提案する。

平成 1 5 年 1 1 月 2 6 日提出

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会
会 長 函館市長 井 上 博 司

協議項目第22号

保育事業の取扱い

- 1 保育料については、合併年度は現行のとおりとし、平成 1 7 年度から函館市の徴収基準額に統一する。
ただし、恵山町および椴法華村については、平成 1 7 年度から 5 か年度で段階的に調整し統一する。
- 2 保育時間および特別保育事業については、現行のとおりとする。

1 保育料

【調整の具体的な内容】

保育料については、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から函館市の徴収基準額に統一する。
 ただし、恵山町および椴法華村については、平成17年度から5か年度で段階的に調整し統一する。

5市町村の保育料徴収基準額（月額）

（単位：円）

階層区分		函館市			戸井町		恵山町		椴法華村		南茅部町									
		3歳児未満	3歳児	4・5歳児	3歳児未満	3歳児以上	3歳児未満	3歳児以上	3歳児未満	3歳児以上	3歳児未満	3歳児	4歳児以上							
生活保護世帯		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
市町村民税非課税世帯		0	0	0	9,000	6,000	1,970	1,340	10,000	7,000	9,000	6,000	6,000							
市町村民税額	均等割世帯	8,470	5,720	5,720			7,890	5,340												
	所得割5,000未満	13,240	10,360	10,360			19,500	16,500						10,200	7,810	19,000	11,000	19,500	16,500	16,500
	所得割5,000以上	18,000	15,000	15,000																
所得課税世帯	～3,999	21,500	18,500	18,500	30,000	27,000	14,100	11,630	30,000	16,000	30,000	27,000	27,000							
	4,000～	23,000	20,000	20,000																
	16,000～	26,500	23,500	23,500																
	17,000～																			
	40,000～	30,000	27,000	27,000																
	64,000～	33,620	30,620	29,920	44,500	41,500	38,000	18,200	44,500	21,000	44,500									
	80,000～																			
	88,000～	37,240	34,240	32,840																
	110,000～																			
	112,000～	40,860	37,860	35,760																
	136,000～	44,500	41,500	38,700	61,000	58,000	56,800	21,300	61,000	38,710	32,520									
	160,000～	48,660	42,640																	
	200,000～																			
	256,000～	52,820	43,780																	
	352,000～	57,000																		
	408,000～	61,000	44,920	80,000	77,000	64,260	22,500	80,000	37,000 (3歳児)	80,000										
	480,000～	65,750																		
	510,000～																			
	560,000～	70,500																		
640,000～	75,250																			
720,000～	80,000						80,000	31,000 (4歳児以上)												

5市町村の保育料の比較

函館市保育料との差（月額）

（単位：円）

階層区分	函館市			戸井町			恵山町			樞法華村			南茅部町		
	3歳児未満	3歳児	4・5歳児	3歳児未満	3歳児	4・5歳児	3歳児未満	3歳児	4・5歳児	3歳児未満	3歳児	3歳児以上	3歳児未満	3歳児	4歳児以上
生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村民税非課税世帯	0	0	0	9,000	6,000	6,000	1,970	1,340	1,340	10,000	7,000	7,000	9,000	6,000	6,000
市民税課税世帯 均等割世帯	8,470	5,720	5,720	11,030	10,780	10,780	580	380	380	10,530	5,280	5,280	11,030	10,780	10,780
所得割5,000未満	13,240	10,360	10,360	6,260	6,140	6,140	3,040	2,550	2,550	5,760	640	640	6,260	6,140	6,140
所得割5,000以上	18,000	15,000	15,000	1,500	1,500	1,500	7,800	7,190	7,190	1,000	4,000	4,000	1,500	1,500	1,500
所得税課税世帯 ～3,999	21,500	18,500	18,500	8,500	8,500	8,500	7,400	6,870	6,870	8,500	2,500	2,500	8,500	8,500	8,500
4,000～	23,000	20,000	20,000	7,000	7,000	7,000	8,900	8,370	8,370	7,000	4,000	4,000	7,000	7,000	7,000
16,000～	26,500	23,500	23,500	3,500	3,500	3,500	12,400	11,870	11,870	3,500	7,500	7,500	3,500	3,500	3,500
17,000～	26,500	23,500	23,500	3,500	3,500	3,500	1,800	6,800	6,800	3,500	7,500	7,500	3,500	3,500	3,500
40,000～	30,000	27,000	27,000	0	0	0	5,300	10,300	10,300	0	11,000	11,000	0	0	0
64,000～	33,620	30,620	29,920	10,880	10,880	11,580	4,380	12,420	11,720	3,620	14,620	13,920	10,880	8,090	2,600
80,000～	33,620	30,620	29,920	10,880	10,880	11,580	4,380	12,420	11,720	10,380	9,620	8,920	10,880	8,090	2,600
88,000～	37,240	34,240	32,840	7,260	7,260	8,660	760	16,040	14,640	6,760	13,240	11,840	7,260	4,470	320
110,000～	37,240	34,240	32,840	7,260	7,260	8,660	7,260	14,440	13,040	6,760	13,240	11,840	7,260	4,470	320
112,000～	40,860	37,860	35,760	3,640	3,640	5,740	3,640	18,060	15,960	3,140	16,860	14,760	3,640	850	3,240
136,000～	44,500	41,500	38,700	0	0	2,800	0	21,700	18,900	500	20,500	17,700	0	2,790	6,180
160,000～	48,660	42,640	38,700	12,340	15,360	19,300	8,140	21,340	17,400	4,660	21,640	17,700	12,340	3,930	6,180
200,000～	48,660	42,640	38,700	12,340	15,360	19,300	8,140	21,340	17,400	11,340	16,640	12,700	12,340	3,930	6,180
256,000～	52,820	43,780	38,700	8,180	14,220	19,300	3,980	22,480	17,400	7,180	17,780	12,700	8,180	5,070	6,180
352,000～	57,000	44,920	38,700	4,000	13,080	19,300	200	23,620	17,400	3,000	18,920	12,700	4,000	6,210	6,180
408,000～	61,000	44,920	38,700	19,000	32,080	38,300	3,260	22,420	16,200	1,000	18,920	12,700	19,000	6,210	6,180
480,000～	65,750	44,920	38,700	14,250	32,080	38,300	1,490	22,420	16,200	5,750	18,920	12,700	14,250	6,210	6,180
510,000～	65,750	44,920	38,700	14,250	32,080	38,300	1,490	22,420	16,200	14,250	7,920	7,700	14,250	6,210	6,180
560,000～	70,500	44,920	38,700	9,500	32,080	38,300	6,240	22,420	16,200	9,500	7,920	7,700	9,500	6,210	6,180
640,000～	75,250	44,920	38,700	4,750	32,080	38,300	10,990	22,420	16,200	4,750	7,920	7,700	4,750	6,210	6,180
720,000～	80,000	44,920	38,700	0	32,080	38,300	15,740	22,420	16,200	0	7,920	7,700	0	6,210	6,180

2 保育時間，特別保育事業

【調整の具体的な内容】

保育時間および特別保育事業については，現行のとおりとする。

(1) 保育の現況 (H15.4.1現在)

(単位：園，人)

区 分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町	合 計
認可保育所数	44		1	1	2	48
定 員	3,505		90	60	150	3,805
在園児数	3,365		71	32	137	3,605
0歳児	162		0	0	0	162
1歳児	399		1	0	3	403
2歳児	592		1	0	5	598
3歳児	689		16	5	30	740
4歳児	765		29	11	41	846
5歳児	758		24	16	58	856
保育時間						
開園時間	7:00～7:45		8:30	8:30	8:00	
閉園時間	18:00～22:00		17:00 土曜 12:00	17:00 土曜 12:00	17:30 土曜 12:00	

(2) 特別保育の現況 (実施施設数) (H15.10.1現在)

(単位：園)

区 分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町	合 計
障害児保育(軽度)	4		0	0	1	5
障害児保育(中度)	5		0	0	0	5
一時保育	32		0	0	0	32
延長保育	15		0	0	0	15
休日保育	2		0	0	0	2
乳幼児健康支援サービス	1		0	0	0	1

注) 障害児保育については，恵山町・椴法華村では，現在障害児保育を行っていないが，保育の需要があれば受入れが可能である。

協議第3号

病院事業の取扱いについて

病院事業の取扱いについて提案する。

平成15年11月26日提出

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会
会長 函館市長 井上博司

協議項目第24号

病院事業の取扱い

恵山町立国保病院，南茅部町国民健康保険病院，戸井町立歯科診療所
および椴法華村立診療所は，函館市に引き継ぐものとし，早期に経営形
態の見直しを図るものとする。

1 病院事業

【調整の具体的な内容】

恵山町立国保病院，南茅部町国民健康保険病院，戸井町立歯科診療所および椴法華村立診療所は，函館市に引き継ぐものとし，早期に経営形態の見直しを図るものとする。

病院，診療所の概要

区分	函館市			恵山町			南茅部町			戸井町	椴法華村
病院名	市立函館病院			町立国保病院			町国民健康保険病院			町立歯科診療所	村立診療所
開設年月日	大正11年			昭和36年11月13日			昭和35年4月22日			-	-
設置区分	公設公営			公設公営			公設公営			公設民営	公設民営
会計区分	地方公営企業法による病院事業会計			地方公営企業法による病院事業会計			地方公営企業法による病院事業会計			-	-
診療科目	22科			4科			4科			1科	6科
	内科・消化器科・麻酔科・呼吸器科・循環器科・心臓血管外科・外科・整形外科・産婦人科・泌尿器科・精神科・眼科・小児科・精神内科・脳神経外科・形成外科・放射線科・耳鼻咽喉科・皮膚科・歯科・矯正歯科・歯科口くう外科			内科・外科・小児科・リハビリテーション科			内科・外科・小児科・整形外科			歯科	内科・外科・肛門科・消化器科・皮膚科・リハビリテーション科
病床数	844床			66床			59床			-	19床
	病床区分	一般病床	604床	一般病床	26床	一般病床	37床	-	一般病床	7床	
		感染症病棟	10床	療養病床	40床	療養病床	22床	-	療養病床(介護)	12床	
		結核病棟	30床								
		精神病棟	150床								
	老人性痴呆疾患病棟	50床									
機関指定の状況	救急告示病院（夜間救急医療体制）・臨床研修病院・救命救急センター・地域センター病院・地方センター病院・エイズ治療拠点病院・災害拠点病院・臓器提供施設・老人性痴呆疾患センター			救急告示病院（夜間救急医療体制）			救急告示病院（夜間救急医療体制）			-	-
職員数(H15.5.1現在)	正職員	嘱託等	計	正職員	嘱託等	計	正職員	嘱託等	計	-	-
院長	1人		1人	1人		1人	1人		1人		
副院長	2人		2人			0人	1人		1人		
医師	72人	27人	99人		3人	3人	1人		1人		
看護職員	470人	91人	561人	23人	14人	37人	20人	3人	23人		
技術職員	89人	5人	94人	6人	1人	7人	5人		5人		
事務職員	40人	7人	47人	6人	2人	8人	4人	1人	5人		
その他職員	7人	16人	23人	1人	2人	3人	5人	6人	11人		
計	681人	146人	827人	37人	22人	59人	37人	10人	47人		
休診日	土曜日，日曜日，祝日および12月31日から1月5日			日曜日，祝日および12月31日から1月5日			第2.4土曜日，日曜日，祝日および12月31日から1月5日			-	-
外来診療日数	247日			292日			271日			-	-
1日平均外来人数	1,578人 (一般1,444人，精神134人)			131人			153人			-	-
1日平均入院人数	747人 (一般560人，精神187人)			59人 (一般25人，療養34人)			52人 (一般35人，療養17人)			-	-
施設規模	56,648㎡			4,928㎡			2,893㎡			144㎡	635㎡
施設完成年度	平成12年7月			平成14年12月			昭和50年12月			昭和53年4月	平成元年 (平成14年増改築)

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについて提案する。

平成15年11月26日提出

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会
会長 函館市長 井上博司

協議項目第26号	介護保険事業の取扱い
<p>1 介護保険事業は、函館市の制度に統一する。 ただし、第1号被保険者保険料については、合併年度および平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から第3期介護保険事業計画により算定した保険料率に統一する。</p> <p>2 第1号被保険者の普通徴収納期については、合併年度および平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から函館市の制度に統一する。</p> <p>3 介護認定審査会については、合併時に函館市に統一するものとし、戸井町、恵山町、椴法華村で構成している渡島東部地域介護認定審査会は、合併の前日をもって解散し、南茅部町が加入している茅部地区介護認定審査会については、合併の前日に脱退する。</p>	

1 介護保険事業

【調整の具体的な内容】

介護保険事業は、函館市の制度に統一する。
 ただし、第1号被保険者保険料については、合併年度および平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から第3期介護保険事業計画により算定した保険料率に統一する。

介護保険料(年額)の状況

区 分		函 館 市	戸 井 町	恵 山 町	椴 法 華 村	南 茅 部 町
保 険 料 率	第1段階	20,150円	23,400円	18,900円	20,400円	20,400円
	第2段階	30,220円	35,100円	28,350円	30,600円	30,600円
	第3段階	40,290円	46,800円	37,800円	40,800円	40,800円
	第4段階	50,360円	58,500円	47,250円	51,000円	51,000円
	第5段階	60,440円	70,200円	56,700円	61,200円	61,200円
第 1 号 被 保 険 者 数	第1段階	3,132人	31人	28人	26人	76人
	第2段階	25,154人	364人	502人	160人	645人
	第3段階	17,431人	506人	645人	165人	827人
	第4段階	9,274人	116人	96人	40人	186人
	第5段階	6,889人	99人	124人	39人	225人
	計	61,880人	1,116人	1,395人	430人	1,959人

2 第1号被保険者の普通徴収納期

【調整の具体的な内容】

第1号被保険者の普通徴収納期については、合併年度および平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から函館市の制度に統一する。

区 分	函 館 市	戸 井 町	恵 山 町	椴 法 華 村	南 茅 部 町
第1期	4月16日～同月末日	7月1日～同月25日	7月1日～同月25日	7月1日～同月25日	7月15日～同月31日
第2期	5月16日～同月末日	8月1日～同月25日	8月1日～同月25日	8月1日～同月25日	8月15日～同月31日
第3期	6月16日～同月末日	9月1日～同月25日	9月1日～同月25日	9月1日～同月25日	9月15日～同月30日
第4期	7月16日～同月末日	10月1日～同月25日	10月1日～同月25日	10月1日～同月25日	10月15日～同月31日
第5期	8月16日～同月末日	11月1日～同月25日	11月1日～同月25日	11月1日～同月25日	11月15日～同月30日
第6期	9月16日～同月末日	12月1日～同月25日	12月1日～同月25日	12月1日～同月25日	12月10日～同月25日
第7期	10月16日～同月末日	1月1日～同月25日	1月1日～同月25日	1月1日～同月25日	1月15日～同月31日
第8期	11月16日～同月末日	2月1日～同月25日	2月1日～同月25日	2月1日～同月25日	2月15日～同月28日
第9期	12月16日～12月30日	3月1日～同月25日			
第10期	1月16日～同月末日				
第11期	2月16日～同月末日				
第12期	3月16日～同月末日				

3 介護認定審査会

【調整の具体的な内容】

介護認定審査会については、合併時に函館市に統一するものとし、戸井町、恵山町、椴法華村で構成している渡島東部地域介護認定審査会は、合併の前日をもって解散し、南茅部町が加入している茅部地区介護認定審査会については、合併の前日に脱退する。

介護認定審査会の状況

区分	函館市	戸井町・恵山町・椴法華村	南茅部町
名 称	函館市介護認定審査会	渡島東部地域介護認定審査会	茅部地区介護認定審査会
委 員 数	100人(20合議体)	7人(1合議体)	21人(3合議体) (うち、南茅部町選出委員6人)
1合議体当たりの開催回数	2回/月	2回/月	2回/月
委員報酬 (日 額)	委員長：12,000円 委 員：12,000円	委員長：13,000円 委 員：11,000円	委員長：13,000円 委 員：11,000円
件 数 H14年度分	13,422件	516件 (戸井町:251件 恵山町:183件 椴法華村:82件)	1,378件 (うち南茅部町分 356件)